社会福祉法人智泉会　評議員・理事等の報酬等に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、社会福祉法人智泉会定款第５条に規定する評議員並びに定款第１６条に規定する役員（理事・監事）、社会福祉法人智泉会定款第６条により選任された評議員選任・解任委員会委員及び社会福祉法人智泉会苦情処理要綱第６条により選任された第三者委員会委員の報酬及びその他理事長の指示又は理事会の委任を受けて会議等に出席する役員及び評議員にも適用する。

（報酬等の支給）
第２条　常時法人の業務に従事している役員等（以下「常勤役員等」という。）に対する報酬の支給は行わない。
２　常勤役員等以外の役員等（以下「非常勤役員等」という。）に対しては業務に応じて現金をもって報酬を支給する。

（報酬の額）
第３条　評議員会又は役員会、評議員選任・解任委員会、苦情処理委員会に出席した委員に対し、報酬として１回につき６，０００円を支給する。
２　役員等が理事会及び評議員会以外で法人及び施設運営のために理事長の命を受けてその業務にあたった場合は報酬として１回６，０００円を支給する。
３　この法人を主たる勤務場所（テレワーク等を含む）とし、法人の職員を兼務せず、業務にあたる理事長には、報酬として１回につき１０，０００円を支給する。尚、勤務する場合はタイムカード若しくは出勤簿を作成し実態を明らかにする。

（公表）
第４条　当法人は、この規程をもって社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（その他）
第５条　この規程を改正、改廃するときは、評議員会の議決を経るものとする。

附　則
この規程は、平成１１年２月１日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。
附　則
この規程は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和５年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年７月１日から施行する。